

平成25年度 第2回 府中市国民健康保険運営協議会（平成26年1月15日開催）

会議録（要点筆記）

会 長：皆様にはお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。それではこれより会議を始めさせていただきます。
本日の会議には、傍聴希望の方がいらっしゃいますので、府中市附属機関等の会議の公開に関する規則第4条により、傍聴を認めてもよろしいでしょうか。

全 委 員：異議なし

会 長：それでは、傍聴希望の方はお入りください。

（傍聴希望者入場）

会 長：本日は、市長から国民健康保険税条例の一部改正について諮問をいただいていますので、諮問文をお手元に配付させていただきます。

（諮問文配付）

会 長：それでは、ただ今お配りいたしました諮問文の内容につきましては、後ほどご説明いただくとしたしまして、これから議事日程に従いまして会議を進めさせていただきます。本日の会議は、宮下委員・半沢委員・井上委員・増島委員から欠席の報告を受けております。それから、議事日程に入る前に、「会議録署名員の指名」をいたしたいと思っております。被保険者を代表する委員から林委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員から日野委員、公益を代表する委員から西宮委員にそれぞれお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

全 委 員：異議なし

会 長：ご異議がないようですので、よろしくお願ひします。

日程第1 国民健康保険税の収納率向上について

会 長：議題に入る前に、先ほどお配りいたしました諮問文の内容を読み上げていただきます。事務局よりお願いいたします。

保険年金課長が諮問文を読み上げた

会 長：それでは、諮問内容についてはただ今読み上げていただいたとおりですが、本日予定しております議事日程の中で、その背景等をご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

日程第1「国民健康保険税の収納率向上について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

給付係長が配付資料の確認及び訂正を行った

納税課長が資料1及び資料2について説明を行った

(資料2については、日程第2における諮問事項に関する資料だが、
収納率向上における1つの課題でもあり、日程第1で併せて説明した)

会 長：ご質問はございませんでしょうか。

委 員：期割回数の変更について、平成27年度から施行予定とのことですが、具体的には何月納付が追加になるのですか。市民税や固定資産税と支払いが重なる月が現状ありますので、決まっていれば教えてください。

納税課長：国民健康保険税につきましては、6月に市民税が課税となった後、その所得を用いて翌月7月に本市においては課税をしております。現在は、7月、9月、10月、11月、12月、2月の6期割ですが、年度末の3月までに3回追加することで9期割にいたしますので、該当月としては、8月、1月、3月を加えることで検討をしております。

委 員：市税の支払いが3つ重なることは無いですね。支払う側としては、国民健康保険税だけ支払いがあるわけではないので、重ならないようお願いします。

会 長：今の説明は、現状7月から6回徴収しているが、今後は徴収していない月にも納期を設け、7月からの9回に分けて毎月徴収することで、一回あたりの支払額を減らしましょう、ということですね。

委 員：資料1の1ページの収納率のグラフですが、金額ベースで未収入額がどのくらいかということと、差押件数に対しての金額を教えてください。また、多摩市では国民健康保険税を担当課で徴収しているようですが、府中市では他の市税と一括して納税課で徴収業務をやっているのですか。

納税課長補佐：まず未収入額の関係ですが、現年分ということでよろしいでしょうか。平成24年度が5億7,800万円、平成23年度が5億7,100万円、平成22年度が5億9,400万円、平成21年度が6億4,600万円、平成20年度が6億5,700万円、以上が未収入額の推移となっております。

納税課長：続きまして、差押えの換価の充当金額を申し上げます。国民健康保険税では、平成24年度が2,343万円、平成23年度が1,718万円、平成22年度が1,366万円、平成21年度が1,358万円、平成20年度が1,880万円でございます。また、最後の質問の、国民健康保険税と他の市税における収納の考え方ですが、本市におきましては、今、国民健康保険税と市税を一体で収納強化をしているところでございます。市民税を滞納されている方が国民健康保険税も滞納しているケースが多く、対象者が重なることが見受けられます。税目ごとのアプローチの仕方も本市としては工夫をして進めているところでございますが、滞納者は1人で多税目を滞納しているケースがございますので、効

率良く徴収業務にあたっているところでございます。

市民部長：組織の関係でございますが、各団体とも国民健康保険税については担当課で課税をし、徴収業務も同じ部署でしているところや本市のように違う部署でしているところがございます。先ほど説明がありましたとおり、収納率が本市は26市の中で23番目という状況の中、平成25年4月からは、それまで異なる部にあった課税と徴収担当課が同じ部になり、密接な情報交換や情報共有により収納率向上及び市民サービス向上を図るべく組織改正いたしました。現在、より一層国民健康保険加入者のために努力しておりますので、ご理解いただければと思います。

会長：他にご質問はございませんでしょうか。先ほどの諮問内容には、国民健康保険税の期割回数の変更もございますので、この部分についてもご意見等がございましたら、お願いします。

委員：国民健康保険税の期割回数が6期から9期に変更となる件ですが、これにより、収納にあたっての事務的なコストの部分は大きな変動があるのでしょうか。

納税課長：納期が6期から9期に変わることで、納付書がその分増えることにはなりますが、現在は当初課税時に納付書をすべて同封しておりますので、当初課税にかかるコストについては、今のところ念頭に入っていないのですが、各納期で未納が発生した場合には、滞納処分として督促状を発送する必要があります。これは、納期ごとに発送する必要があることから、納期が増え、かつ、未納の方が増えますと、督促状などの印刷製本費及び郵送代の役務費といった費用負担がコスト面では認識しております。

委員：督促状というような未納が発生した場合の話で、件数的にはそんなに増えるというものではないということですね。

会長：他にご質問はございますか。本件につきましては、この後の日程第2の諮問内容に関わる部分がございますが、期割回数を増やすということに一定のご理解をいただけるのではないかと思います。次回、答申案をご提示するときには、またご意見をいただきたいと思います。現段階ではご理解をいただいたということでまとめさせていただきます。

日程第2 府中市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）

会長：日程第2「府中市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）」を議題といたします。事務局より説明願います。

保険年金課長補佐が資料3について説明を行った

会長：それでは、本件の諮問内容にあわせて、ご質問や確認事項がございましたら、お願いいたします。内容につきましては、ただ今説明のあったと

おりですが、現在、法律上賦課限度額が77万円になっているのですが府中市においては73万円のまま据え置きとなっています。しかし、国がまた平成26年度以降、限度額を引き上げるために準備しているということになると、その差がさらに広がってしまうという背景があること、また、近隣26市において73万円のままになっているのが武蔵野市と府中市のみになっている状況にあることにより、現状における差額4万円分を引き上げることについての諮問内容となっています。

委員：確認ですけれど、平成26年度の政令限度額ではなく、平成23年度の政令限度額にするということですね。それから、収納率に関することで、課税額が賦課限度額に達している方については、基本的に収納率は高いのかなと思うのですが、そのあたりの影響はあまり考えなくていいのでしょうか。

保険年金課長：1点目についてですが、委員の言われたとおり、現在の政令どおり平成23年度の賦課限度額77万円にするという考え方です。2点目についてですが、賦課限度額を超えている世帯は所得の高い層ですので、収納率は良いのではないかと考えております。

委員：資料説明の中でわからないところを教えてくださいなのですが、資料3の1ページ「国の動向等」で、平成26年度税制改正大綱のところに②として国民健康保険税の軽減措置について基準を見直すがありますが、今回の諮問内容にはこの部分に関するものが無いという認識なのですが、これについて市としてはどう考えているのかを確認したいのが1点です。それから2点目は、賦課限度額を現行の政令どおりに引き上げるとして、高額の所得層が影響を受けるのではないかと思うのですが、中間所得層にも引き上げ方によっては影響が出ることがあり得る、というような話も聞いたものですから、どういった所得層に今回の限度額引き上げが影響を及ぼすものなのかというところで、試算があればお聞きしたい。

保険年金課長：まず1点目ですが、最終的には国の法改正の時期を見て今後ご報告するということとなります。今回の諮問事項には入っておりませんが、全国的な制度改正でございますので、府中市としても対応していくことになるという認識です。次に、2点目ですが、所得割率や均等割額等の税率等すべてを改定するときにおいては、委員の言われたとおり、限度額の引き上げが中間所得層の負担軽減になると言われておりますが、今回に限っては限度額のみを現行の政令どおりに引き上げさせていただくということですので、直接的には中間所得層に影響はございません。

会長：他にご質問はございませんでしょうか。本日は、欠席の委員さんもいらっしやいますが、ご案内しておりますとおり次回22日に補正予算等を含めた会議を予定しております。本件の内容につきましては、概ねご理

解いただいているということで、次回に市長への答申案をわたくしと会長職務代行者の崎山委員と事務局とで作成し、ご提示の上でご了承いただける内容であればご了承いただくというような進め方をさせていただこうと思います。今、国民健康保険全体では、運営を都道府県レベルに移行しようという動きもございます。各市町村で国民健康保険税に差がありますと、都道府県単位に変わった途端負担が増えるということにもなりかねませんので、そういう状況も踏まえまして現行どおりの限度額に引き上げようというのが、今回の諮問の内容になるかと思っています。それでは、ご意見を取りまとめさせていただいて、次回答申案をご提示するということを含めまして、本件につきましては、了承いたします。

日程第3 「その他」について

会 長：日程第3「その他」を議題とする前に、各委員さんから何かございますでしょうか。

委 員：国民健康保険のことではなくなってしまうかもしれませんが、今年度から人間ドックの助成方法等が変更となった関係で、助成件数や対象人数などは、この場でお聞きしてよろしいのでしょうか。もしわかれば教えてください。

保険年金課長：本日は資料がございませんので、次回担当部署に確認の上、ご報告させていただこうと思います。

会 長：それでは、ただ今のご質問につきましては、国民健康保険加入者にも影響があったことですので、決算前ですがそれらの状況を次回報告するよういたします。他に何かございますでしょうか。それでは、他に無いようですので、事務局からお願いいたします。

保険年金課長補佐が今回の議題以外の府中市国民健康保険税条例の
一部改正について説明を行った
給付係長が次回会議資料について当日配付となる
可能性もある旨説明を行った

会 長：これら2点について、何かございますでしょうか。無いようですので、これで終わりたいと思います。

以上で、平成25年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。